

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5 ハウス上野の山 206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

令和4年 協会けんぽ健康保険料率が決定(介護保険料率は引き下げ)

令和4年2月9日、協会けんぽから令和4年の健康保険料率が発表されました。都道府県により料率は異なりますが、全国平均は引き続き10%(労使合計分)を維持しています(介護保険料率は引き下げ)。

なお、首都圏(東京、神奈川、埼玉、千葉)の健康保険料率はいずれも引き下げられています。

また、子ども・子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)は児童手当等に必要の費用として、事業主が全額を負担し、厚生年金保険の保険料とともに徴収され、ここ数年にわたり毎年、拠出金率が引き上げられていたが、令和4年については0.36%のまま、据え置きが決定しています。健康保険料は全国的にみると引き上げ、引下げと様々ですが、事業主の負担は高止まりが続くことになりそうです。

●健康保険料率 ※令和4年3月分より変更

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

埼玉	9.71%(引き下げ)
千葉	9.76%(引き下げ)
東京	9.81%(引き下げ)
神奈川	9.85%(引き下げ)

●介護保険料率 ※引き下げ

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

全国一律 **1.64% (40歳-64歳)**

健康保険組合の各保険料率は、組合ごとに異なるので、それぞれの健康保険組合に、ご確認下さい。

2022年4月～6月の雇用調整助成金の特例措置等の予定が公表されました

2月25日、厚労省は4月以降の雇調金(予定)を公表しました。原則的な特例措置や地域特例、業況特例における3月までの特例措置(助成率10/10、上限額15,000円)は4月～6月も維持される予定です。

★7月以降の取り扱いは5月末までに公表予定。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

(※1)原則的な特例措置、地域・業況特例いずれも、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)重点措置区域において、知事による要請を受けて施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

(※3)生産指標が最近3ヶ月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和3年12月

までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階

で業況を再確認。また、令和4年4月以降は毎月、業況の確認

が必要。

が必要。

2022(令和4)年度年金改正内容

1.年金手帳の廃止(4月から改正)

年金手帳は4月以降、新規の発行や再発行が廃止され、新たに国民年金の第1号から第3号までの被保険者となった方には、**基礎年金番号通知書の送付**に切り替えられます。

2.受給開始時期の選択肢の拡大(4月から改正)

現在60歳から70歳の間になっている年金の受給開始時期の選択肢を60歳から75歳の間拡大します。

A.年金の受給開始時期の繰下げ上限年齢70歳を**75歳**まで引き上げます。

65歳受給を70歳迄繰り下げると受給42%増、**75歳迄繰り下げると受給84%増**になります。

B.年金の受給開始時期の繰上げ率は3月までは1ヶ月0.5%減が4月からは**0.4%減**になります。

65歳受給を60歳から繰上げ受給すると3月までの30%減が4月以降**24%減**に緩和されます。

3.60歳台前半の在職老齢年金の計算(4月から改正)

賃金(賞与込み月収)と老齢厚生年金の月額合計額が3月までは支給調整額28万円になるまでは年金月額が全額支給されます。

賃金(賞与込み月収)と老齢厚生年金の月額合計額が28万円を上回る場合は、賃金(賞与込み月収)増加2に対し、年金月額1を停止します。つまり超えた額の半額の年金月額が減額されます。

正確には、賃金(賞与込み月収)とは**総報酬月額相当額(その月の標準報酬月額に、その月を含む過去1年間に受けた賞与額を月割りにした額を足した額)**を言います。

4月からはその**支給調整額**28万円が**47万円**に緩和されます。

例えば、賃金(賞与込み月収)が36万円、年金月額が10万円の場合、合計が46万円になり、3月までは支給調整額28万円の超過額(18万円)の半分の年金月額9万円が支給停止されます。賃金(賞与込み月収)と年金月額の合計が46万円と同じ前提の場合、4月からは**支給調整額47万円**を下回るため年金月額はカットされません。

4.在職定時改定の導入(4月から改正・10月増額)

在職定時改定導入とは、65歳から70歳になるまでの老齢厚生年金額が**毎年10月から増額**するという仕組みです。「在職定時改定」により65歳以上で在職中の人の老齢厚生年金額が毎年改定されることとなります。

現行では65歳以降も厚生年金保険に加入しても65歳以降の加入記録が老齢厚生年金額に反映されるのは次のいずれかに限られます。

A.65歳時点

B.退職時改定:65歳から70歳になるまでの間に退職して1ヶ月が経過したとき(退職した月の翌月分から年金額改定)

C.70歳時改定:70歳到達の翌月分から年金改定

尚、65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の場合、在職定時改定はありません。

5.パート・アルバイト等の短時間労働者(週20時間から30時間未満)に対する社会保険適用拡大(10月から改正)

○昼間学生を除く

○月額賃金88,000円以上
(残業代、通勤手当等を除く)

○現行、従業員数(社会保険の被保険者数)501人以上が10月以降**101人以上**の企業に拡大
(2024(令和6)年10月以降**51人以上**)

○現行、継続して1年以上使用される見込みが、**継続して2か月を超えて**使用される見込みに変更